

第十六回国会 水産委員会 議 録 第十号

昭和二十八年七月七日(火曜日)
午前十一時十二分開議

出席委員

委員長 田口長治郎君

理事 川村善八郎君 理事 鈴木 善幸君

理事 中村庸一郎君 理事 山中日露史君

理事 小高 薫郎君 塚原 俊郎君

白濱 仁吉君 赤路 友藏君

淡谷 修藏君 田中幾三郎君

辻 文雄君 松田 鐵藏君

出席政府委員

總理府事務官(調達) 山内 隆一君

達行總務部長(調達) 山中 一朗君

達行總務部長(調達) 山内 隆一君

達行總務部長(調達) 山中 一朗君

達行總務部長(調達) 山内 隆一君

達行總務部長(調達) 山中 一朗君

達行總務部長(調達) 山内 隆一君

達行總務部長(調達) 山中 一朗君

達行總務部長(調達) 山内 隆一君

達行總務部長(調達) 山中 一朗君

達行總務部長(調達) 山内 隆一君

達行總務部長(調達) 山中 一朗君

達行總務部長(調達) 山内 隆一君

達行總務部長(調達) 山中 一朗君

達行總務部長(調達) 山内 隆一君

達行總務部長(調達) 山中 一朗君

達行總務部長(調達) 山内 隆一君

達行總務部長(調達) 山中 一朗君

達行總務部長(調達) 山内 隆一君

達行總務部長(調達) 山中 一朗君

達行總務部長(調達) 山内 隆一君

達行總務部長(調達) 山中 一朗君

達行總務部長(調達) 山内 隆一君

達行總務部長(調達) 山中 一朗君

達行總務部長(調達) 山内 隆一君

達行總務部長(調達) 山中 一朗君

達行總務部長(調達) 山内 隆一君

達行總務部長(調達) 山中 一朗君

達行總務部長(調達) 山内 隆一君

隊の行為による特別損失の補償に關する法律案(内閣提出第四二二号) 漁船損害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二〇号)

○田口委員長 これより會議を開きます。ただいまより漁船損害補償法の一部を改正する法律案を議題とし質疑に入ります。松田鐵藏君。

○松田鐵藏君 ます水産庁長官にお尋ねいたします。この法律を見るときにおいて、第一点は漁船のトン数の問題であります。第二点はこれに伴う建造資金の問題であります。漁船のトン数におきましては、十三国会でありましたか、漁船そのものが二十トン未満ということになっておる。その二十トン未満の小漁船となつたのは、零細な漁民の持つ漁船という意味合いからであると思ふ。ところが動力船全体は十四万隻ある。そのうち約二十トン以上の船が六千隻ある。こういうことからいつて、二十トン未満の船でなければならぬという大蔵省の意見であつたと聞いておるのではありません。日本の漁業の実態は、零細な漁民の問題は申すに及ばず、経済そのものが、大資本漁業の大型の漁船でなく、中の漁船を持つておる、すなわち百トンから五十トン、三十トンという船を持つておるのが漁業の中心をなしておるのであります。この議論は水産庁においてもよく認められておることと存するのであります。今回損害補償法の一部を改正する法律案が出、またその後トン数

の増加ということが前々国会においても相當議論されたのであるが、水産庁と大蔵當局との交渉がどのようになつておるか、この点をまず承りたいと存するのであります。

○清井政府委員 ただいま松田委員より、漁船の義務加入の対象になるトン数の限度の問題について御質問があつたのでありますが、なるほどお話の通り私もその通り承つておる。むしろ二十トン以上の漁船が、わが国の漁業において実際に活動をしておりまして、漁業の中心になつておる漁船であることは、実は十分了承をいたしておるわけでありまして、漁船保険の制度の建前から申し上げまして、漁業を安定化せしめる見地、あるいはその他各般の見地からいたしまして、この漁船の損害保険の制度をさらに拡充いたし、制限トン数を増加いたしまして、よつてもつて漁業に従事する漁船の大部分をこれに包括せしめ、それに従事する漁業の経営をさらに安定化せしめるという方向は、正しい方向であると私も考えております。委員会におきまして各委員の熱心なお話も十分承つておつたのでございまして、しかしながら本改正案におきましては、残念ながらいろいろの関係で、トン数は二十トンというものを限度といたしまして、一トンを以上二十トン未満の動力船が義務加入の対象に相なつております。その後私も大蔵省に参りました際に、この問題につきまして、いろいろ問題のあることをしばしば話をしておりましたけれども、まだ本法律案においてその改訂を

行ふとか、あるいはその点を予算に計上するといふ段階に至つていないことは、はなはだ残念でございましてけれども、遺憾ながらたゞいまはそういう現況にある次第でございまして。

○松田鐵藏委員 水産庁長官に対してこういう議論をするのは當を得ない話であります。當局としてひとつ十分お考えになつて、いま一たび御努力をお願いしたいと思ふのであります。

大蔵省に対して私は議論を進めたいのであります。大蔵省の主計官は本日おいでになつておりませんので、非常に残念であります。おそそ議會政治の上から行きますと、その政策すべて内閣總理大臣の施政演説が基本をなすものだと私は心得ておるのであります。また当該大臣、つまり農林大臣も、本會議における答弁において申し上げておられます。すべての施策がこれによつてなされるのでなければ議會政治の本質がないものと私は考えておるのであります。水産庁はあらゆる角度から努力をされたことも聞いております。しかし内閣總理大臣の施政演説とこの法案とは、たゞいまのトン数の限度から行きますと、非常な食い違いを生じておるのであります。ます内閣總理大臣の施政演説は、漁業の振興を力説しておられます。農林大臣は沿岸より沖合、沖合より遠洋へと趣旨の言葉を述べておるのであります。しかも沿岸との漁業の調整ということを中心としておる。先日の當委員會における保利農林大臣の演説の中にも、そのことが含まれておつたのであります。

ですから、ただいま長官からの答弁によつて二十トン以上の漁船が日本の漁業の中心をなしておるといふ御意見から行きますと、漁民に対する満期保険の制度をもつて、漁民の財産の擁護または漁民の利益を確保してやり、しかし蓄積によつて建造の資金に充てんとする趣旨そのものは非常にりつぱであります。ここに二十トン未満ということになつて、このままで押し進められることになれば、水産庁のせつた趣旨も水泡に帰してしまふことになつておる。現在の域を一步も進むことのできなないものになるのであります。内閣總理大臣及び農林大臣の施政演説の一端から行きますと、日本の漁業の調整の面から行きますと、大資本漁業が行つておる捕鯨船及びトロール船を除くすべての漁船が、おそろしくこの制度の中へ入る。政府の恩恵を受けて、漁民みずからの自立更生の資に供して、しかしして経済の安定をはからなかつたならば、日本の漁業といふものはとうてい成り立たないものではないかと思ふのであります。こういう点に対して、水産庁長官があらゆる努力をされたことはよく知つております。しかしわれわれといひますならば、この点に対するたゞいまの段階は、とうていわれわれの意に満たないものであるという感じがするのであります。これに対して水産庁長官は、トロール船や捕鯨船を除く漁船に対してこの法律を適用して、これらの漁民に対して、その財産の擁護及び企業の合理化を進めて行きたいといふ御趣旨が

七月四日
岩手県下の漁港整備に關する請願(鈴木善幸君紹介)(第二五九二号)
厚内漁港修築に關する請願(本名武君紹介)(第二七九号)
の審査を本委員會に付託された。

本日の會議に付した事件
日本國に駐留するアメリカ合衆國軍

であります。この長期資金に対しては、現在の銀行法から行きますと、これは制度の上からいってどうもいじり得ないことでありましょう。しかばどこにその資金が見出されるかという問題は、現在としたならば非常な困難に陥つてゐるのであります。基金協会の法律の趣旨そのものが、非常にわれ／＼の意図するところとかけ離れた結果になつてゐるのであります。これを打開しなかつたならば、とうてい建造資金の融資などというものは得るものではないという考え方を持つておるのであります。先ほど長官から、金融公庫から打開の道がある、またはなし得るよう努力をされようという御答弁がありましたが、今の公庫法から行きますと、これは杜絶されておるものであります。公庫の農林漁業特種によつてこれを打開せんとするに、どのような方法をもつて打開せんとすることを考えになつておられるか、この点を承りたいと思ひます。

○清井政府委員 ただいまのお話の、昨年いろいろ御審議を願ひましたところの漁業信用基金協会の運用によりまして、この金融措置に保証の裏づけをして、金融の円滑をはかるといふことにつきますと、いまだ基金協会設立の段階の途中でありまして、本格的な活動はいたしておらないのでございしますが、なるほどその運用の実際面としては、主として設備資金に重点がかかつて来ているといふことは、お話の通りであります。しかし問題は運転資金に重点がかかつておるわけでありまして、問題は設備資金、ことに漁船の建造資金の問題でございします。そ

の方の問題が非常に措置として不十分であるといふことをいわざるを得ないのであります。私もいさゝか思ひましたは、漁業信用基金協会の保証し得るところの設備資金の債務につきまして、今後さらに措置をはかつて参るということに努力をいたさなければならぬのでございしますが、問題は設備資金を貸し得る金融機関との関係でございします。主として債券を発行し得る金融機関において設備資金の融通がなし得るものと思つてございしますが、そういった農林中央金庫とかあるいはその他の債券発行機関と漁業信用基金協会との連繫をさらに緊密にいたしまして、従来の運転資金の重点より設備資金へさらに重点を移すように努力して行かなければならぬ、こういうふう

また農林漁業金融公庫の法制的な措置の問題でございしますが、これがただちになし得るということももちろんお答えでき得ないのでございしますが、考え方といひましては、御承知の通り、ただいま農林漁業の金融公庫におきまして、造林その他いわゆる共同施設以外のものにつきますと、相当個人に対しても金融の道があるのであります。しかしながら共同施設といふわくにただいまの水産関係は入つておりますために、共同施設以外に金融することができないといふことになつておる關係上、今後考えられる方法といひましては、いわゆる共同施設以外の林道その他の農林業の個人企業者に対して、貸し付け得られると同じ方法を漁船建造につきますとつて、そして法律上農林漁業金融公庫が水産以外の他の産業の個人企業者に貸し付け

得ると同じ方法によつて、漁船の建造者にも貸し付け得る、こういう方策を講じなければならぬものと考へております。しかしながらこの問題につきましては、私はそう考へて今後努力をいたしますけれども、おそらく金融の体系とかいふ／＼の問題で、相当困難な問題にぶつかるかと思つております。しかしながらわれ／＼といひましては、漁船建造の金融につきましては、資金及び法律の体系をさらに強化する必要があると思ひます。で、何とか努力しまして法制化の道を考へて参りたい、こういうふうにお考へております。

○松田(鑑)委員 長官の御趣旨はよくわかるのであります。非常なめんどうなことでございまして、まず第一に金融機関から長期の資金の借入れという問題は、銀行法の改訂をせざる限り絶対に不可能な問題であります。この法律一つを制定するために銀行法の改訂などというものはどうしてでき得ないことであらうと存するのであります。また短期の資金を、たゞい漁業の実態からいつて、それを基金協会の保証によつて借り得るとしても、これは自由党の諸君には非常に耳ざわりになる話ではあります。現在の吉田内閣の財政計画から行きますと、もはや市中銀行はその資金がない。一流会社の手形を銀行に割引せんとしても、これはわずか三百万円のお金であるが、それができ得ないような現在の金融業者の実態であります。これを是正するには吉田内閣が退陣する以外にはない。それで私は絶対に不可能な問題だと考へてゐる。

庫の問題であります。農林特種の際から行きますと、公庫法の第十八条を改訂しなければならぬのであります。公庫法の第十八条を改訂するといひましたならば、本年は長官自体もあの特種の当初の予算の折衝に當りまして、もはや農林省内において、やれ水産に対しては幾ら、土地改良に対しては幾ら、ほとんどその割当が内定しておるのでありましょう。しからばこの内定しておるものを、長官の御努力によりましてこの公庫法第十八条を改訂したと仮定して、このわく内からこれを漁船建造のわくに持つて来るといふことが、本年はたしてでき得るやいなや、この点を承りたいと考へます。

○清井政府委員 法律の改正の問題につきましては、先ほど申し上げました通り、非常に困難な問題がいろいろあると考へるのでもございしますが、ただいままで御説明申し上げましたが、あるいはただいまお話しございました趣旨に従ひまして、今後法律の改正を裏打ちいたしまして、さらに資金の拡充をはかるといふ二つの措置によつて、漁船金融の円滑をはかりたい、こういうことを考へておることを申し上げた次第であります。

なおわくその他の問題につきましては、ただいま御質問ございましたが、ただいまの予算におきましては、ただちに現制度におきましてわくの増加をはかることは、はなはだ困難な問題ではございしますが、来年度以降の措置等によりまして漁船の方のわくの増加をはかつて行く、こういうことに相なりまして、これは今後の問題といたしまして、法律改正の問題並びに漁船建造の

わくの問題につきまして努力を払つて参りたい、こう考へる次第であります。

○松田(鑑)委員 御趣旨のほどよくわかるのであります。しからば法案がかりにこの委員会に審議されて、参議院において審議されて、法律となつて現われたとしても、これはその予算措置ができてなかつたならば、死文にひといひものでありましょう。この死文にひといひ法律を漁民のために一年間寝せておくといふことは、現在の段階から許されるものであるかどうか、私はこれは非常に重大な問題であらうと考へるのであります。われ／＼は法律を制定した。しからばこの法律をただちに生きたものとして、全国民に対してこの恩恵政策を実行することこそ政治であり、政府のとなればならぬ重大な責任であると私は考へるのであります。この責任を全うするために、長官の御趣旨もよくわかつた。自己の職分においてあらゆる努力をすることを言明されておる。しからばこの法案をわれ／＼が通過させるとしたならば、われ／＼はここに於いて、政府部内においてめんどろな問題を全国民の名によつて、これをただちに改正すべき方策を講ずることが、政治であり、私どもの務めでないならばならぬのであります。これに対して委員長は当委員会にお諮りを願つて、この問題に対する打開の道をお考えなさるよう御協議あらんことを、私は委員長に望みます。私の二つの議論に対してはこれを終るものであります。

○田口委員長 委員長から松田委員にお答えいたします。漁船保険対象のト

は、松田委員とまつたく観を同じくするものでございます。委員諸君の御協力によつて本問題を一日も早く実現いたしたいと、かように考えておることをお答え申し上げます。

○川村委員 本日議題になつております漁船損害補償法の問題でございますが、この補償法は、第十三回国会を通過いたしました。爾來水産庁の努力によりまして、一部の漁船とはいひながら、満期保険まで持つて行かれたという事について、われ／＼は水産庁に感謝するものでございます。私の質問は、松田君の質問されましたのと大体同様でございますが、ただ長官の御答弁の中にはつきり言えなかつた点がありましたので、これについて私さらに質問をいたしたいと思つております。

長官は、松田君の漁船保険の対象になる船のトン数を引上げる意思がないかという質問について、その意思はない、しかし現段階においては容易でない、二十トン以上の船は、日本の漁業の中心をなしてゐる船であるから、これらもやはりこの恩典に浴させたいという気持はあるけれども、今の段階においては容易でない、こう御答弁されております。要は、長官は大蔵省に交渉したものでありましようけれども、財源の問題でなからうか、財源がないから、予算として計上して二十トン以上の船を恩典に浴させることができないといふことに尽きておると思ひます。それをつきり言えないのが長官の非常に苦しい点であると思ひますけれども、私は財源はありつぱにあると思ひます。漁業法で、かつてわれ／＼漁民が好むと好まざるとにかかわらず、

とにかく漁業権を全部買ひ上げて、そのうち一億八千一億という漁業権証券を出してあります。民間の取引であるならば、物を買つてたにちに支払いをするといふのが慣習になつております。その当時現金で全部払えなければ、書証を入れて利息をつけて、全部払つて、すみやかにこの貸借の問題を決済するといふのが、通常の商取引でございます。ところが今度の漁業制度改革に盛られた漁業権の買上げには、現金を払えないから漁業権証券を百八十一億出す、これもただちに資金化するといふことはできないから、五年間五分五厘の利息をつけて払うという、このところまでは私は承服できますけれども、その利息も加算して二百三十億を漁民から吸い上げるということになつておりますので、われ／＼はこれには承服できません。このことについて、漁業法制定の当時われ／＼はすいぶんがんばつたのでありますけれども、遺憾ながら占領政策で政治を行つた場合でありましたので、われ／＼は、率直に言つて、アメリカに押しつけられてやむを得ず承服したという実情であつたのであります。そこで今日、われ／＼が独立いたしました以上は、やはり国の政策としてやつたこの問題を、押しつけられたといふことがわかつておるのであるから、ただちに解消して、免許料、許可料をとらなくするか、もしくはとつたとすれば、漁業者者にこれを還元するのが当然でございます。そこで今財源がないなら、二十トン以上の船に対して、今度法律を改正して漁船損害補償法の恩典に浴さしめようとするならば、これは吐き出さしたらよい。二百三十億を大体二

十五年間に支払うということになりますと、一年平均して九億二千万円ほどになります。しこうして今度漁船損害補償法に伴う満期保険その他の保険で、国家の負担はどのくらいかといふと、たつた一億、まだ八億足らぬ。この八億を国家が出すとすれば、二十トン以上の船が全部その恩典に浴することになるので、通常の計算が一応出るものでございます。そこで長官として、この漁業制度改革により、元利ともに二十五年間で二百三十億を吸い上げるというこの財源がいつにあらうかを知つておられたかどうか。おそろしく知つておられたでしょう。知つておられたとすればこの財源があるではないか。漁業には免許漁業、許可漁業、その他自由漁業もありましようけれども、これらの漁業を営んでゐる漁船に対して、全部この二百三十億を吐き出して、満期保険あるいはその他の保険に使へといふ交渉をしたかどうか、この一点だけお伺ひいたします。

○清井政府委員 ただいま川村委員から免許料、許可料との関係について、その方面の財源があるからさらに交渉すればできるじやないか、こういうお話でありましたが、私も同様に思ひます。その点は十分了承をいたしております。ただこの問題につきましても、免許料の財源そのものがただちにこのトン数を引上げる財源と見合ひに話合ひができるかどうかという問題があるのではないかと。あるいはこの問題に對しては、不当な別といたして議論されるではないかという問題もあるのではないかと思つております。ただいまの経過をいたしましては、加入

トン数引上げの財源と免許料との見合ひにおいて、直接の話し合ひで大蔵省と交渉したことは今までございませう。今後免許料の問題がどうなりましよう。今後免許料の問題といたしましても、私どもが大蔵省と折衝する際には、漁業関係の収入を、この程度あるものであるから、この方面の予算をさらに増加してもらいたいといううなことは、今までも話しておつたわけでございますが、今後もういふ意味合ひの交渉はいたして参りたい、こう考えております。

○川村委員 御承知の通り、免許料、許可料については、近く全国の漁民運動によつて廃止するといふことが現われようであります。どうなりますかはわれ／＼まだ予測できません。おそろしく政府とすれば、やはりどこまでもこの百八十一億に五十億の利息をつけて、二十五年間に二百三十億といふ趣旨だけは容易にまげまいと考へております。そこでわれ／＼が漁港問題ともからんで考へました時分に、これを漁港の修築財源にするか、もしくはこの漁船損害補償法による国家負担に使へ、こういうことを大蔵大臣にも折衝いたしました。また、鹽見長官時代にも本委員会でもその問題を非常に強く取上げたのでございます。鹽見長官の当時、漁港予算の問題について、この補償法の問題には触れないで、予算折衝で全面的に行つた方がよいんだ、漁船損害補償法、將來トン数の引上げその他満期保険等の問題については、この漁業の免許料、許可料等を引当てにして交渉する方が有利だ、大蔵省も大体その意図であつたといふようなことをわれわれに話されておるのでございます。当

時はそれでございしましたが、清井長官はちやうど鹽見長官とおかわりになつて、あなたが水産庁長官になられたのでありますから、鹽見長官にもよく御相談され、さらに水産庁内部におかれましては相談されて、水産庁がその腹にならぬならば、本委員会においても、免許料、許可料を今後とるのであつたならば、漁船損害補償法の保険料に充当させる、しかも二十トン以上の漁船であつてもその恩典に浴させるべきであるといふことを主張して交渉するといふこともできますので、どうか水産庁長官におかれましては、この委員会の空気を、おそろしくみなさんがそう考へになつていらつしやると思ひますから、水産庁長官の方で庁内の意見をまとめておつてわれ／＼委員会とともに強力に交渉をして、実現したいと思ひますから、この点の希望を申し上げまして私の質問を終らしていただきます。

○田口委員 漁船損害補償法の一部を改正する法律案に対する質疑はこの程度にとどめます。

○田口委員 次は日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律案を議題として、質疑を継続します。小高嘉郎君。

○小高委員 ただいま議題となつております特別損失補償法につきまして、特別調達庁と水産庁長官にその態度を伺ひたいのであります。

まず最初に調達庁の長官がお見えにならぬようでありまして、不動産部長からお答えを願ひたいのであります。去る土曜日、当委員会におきまし

た、清井長官はちやうど鹽見長官とおかわりになつて、あなたが水産庁長官になられたのでありますから、鹽見長官にもよく御相談され、さらに水産庁内部におかれましては相談されて、水産庁がその腹にならぬならば、本委員会においても、免許料、許可料を今後とるのであつたならば、漁船損害補償法の保険料に充当させる、しかも二十トン以上の漁船であつてもその恩典に浴させるべきであるといふことを主張して交渉するといふこともできますので、どうか水産庁長官におかれましては、この委員会の空気を、おそろしくみなさんがそう考へになつていらつしやると思ひますから、水産庁長官の方で庁内の意見をまとめておつてわれ／＼委員会とともに強力に交渉をして、実現したいと思ひますから、この点の希望を申し上げまして私の質問を終らしていただきます。

て愛知大蔵政務次官が出席されました。際、たま／＼特別損失補償法が通過した際に、水産関係の補償額はどの程度に支給されるものであるかということをお私から質問いたしましたところ、大体四億数千円と見積つておりますという愛知政務次官からの答弁があつたのであります。私は先般この席におきましてこの額の見積りはどの程度になつておるかということをお不動産部長にお尋ねいたしましたところ、大体六、七億であらうということでございます。また同僚の中村委員からこの点の質問があつて、やはりあなた方がそうお答えになつておるのであります。しかるに愛知大蔵政務次官の答弁によりますと四億数千円でありますが、その差が二億もかりにありとするならば、この調整をどうするか。この特別損失補償法による補償は実損の額の特別補助金のみきまつてから割振るのとは性質が違つて、実損をあくまでも正しく補償するという法の精神からいつて、水産庁と特別調達庁の意見が合致してその数字を出したものを、何も大蔵省が押える必要はないではないか、かような見解を持つておるのでございしますが、かような食い違いは私どもはあくまでも了承ができないのであります。それについてどういうふうな見解と態度を持つておられるか。昔聞伝えられるような弱腰であつては漁民が納得できませんので、どういう強腰の態度で大蔵省とたまたま話合いをしているか、その点をまず第一点に伺いたないのであります。

○山中政務委員　お答えいたします。ただいま小高委員からの御質問でござい

見の相違があるんじゃないかと言われ
て御質問になりまして、私は意見の相
違ひというところまではまだ行つてお
りません、こう言つてお答えしたことを
覚えておるのであります。これは先ほ
ど申しましたように、現在漁船の操業
制限に関する法律に伴うところの損害
補償の計数を整理しているわけであり
ます。それを大蔵省は四億数千万円と
言うたのじやなかろうかと私は想像し
ておるのであります。従いまして、た
だいま御審議願つておられますところの
特別損失の補償に関する法律案、この
方はわれ／＼として、先ほど申しま
したようないろ／＼な計数から、一応
七億ないし八億の想定はしておるが、
現在まだ確定したところまで行かな
い、その作業につきましては、大蔵省
と予算編成当局には何らかの交渉をし
たかと思ひますが、実損額の査定につ
きましては、私の関知している限りに
おいては、いまだ具体的には折衝はい
たしておらないのであります。その点
ひとつ、私の方に誤解があるのかもわ
かりませんが御了承願ひたい、こうい
うふうに考えております。

それから、こういう損失補償につい
ての責任官庁はどこかという今のお話
でございしますが、確かにこの点は、調
達庁が責任官庁であるということ、こ
こにはつきり明言してはばからな
いと思ひます。従いましてわれ／＼とい
たしましては、水産関係の担当官庁で
あるところの水産庁とも十分連絡をと
りまして、また地方の調達庁あるいは
府県とも実体的な損害の把握につきま
して、万遺憾ないようにして作業を進
めて行く。その作業の結果につきまし
てあるいは先ほど申しましたよう

に、実数計数についていろ／＼とそれ
ぞれのソースから数字を把握してお
るところは、それ／＼また意見がある
と思ひますが、この点については相互に
納得の行くような説明をし合つて、真
実に近いあるいは損害に近いものを完
全に把握して、これに基いてわれ／＼
がその補償業務をやつて行くというよ
うに考えております。

○小高委員 せんだつて土曜日の日の
愛知大蔵政務次官の答弁は、この補償
法の現在審議しておる予算とは別なこ
とを間違えて、四億数千万円と答弁し
たのではなからうかというふうに思ひ
ますが、大蔵省のエキスパートともあ
るべき愛知次官にしてはなほ丁寧さ
きわまると言わざるを得ないのであり
ますが、今きょうの責任を追及するも
のではございません。往々にして人間に
は失言もありあるいは考え違いもある
わけでありまして、早々の際質問で
あるから、あるいは誤つておつたかも
知れない、むしろ誤つておるのが当然
とかように解釈いたします。そこでた
だいま不動産部長の答弁にございま
した、七億ないし八億という数字が再
びここへ現われて参つたのであります
が、農業関係あるいは農地関係その他
と、水産補償が大分せり合つて来たか
のごとき感じがするのであります、

あらためてここで確認したいと思ひま
すが、この法案が通過いたしますと、
とりあえず補償するべき水産関係は何
箇所になつておるか、農業関係とせり
合つて来たためにしわ寄せがどこへ行
くかということも一応懸念されま
すので、その箇所をあらためてもう一度伺
いたないのであります。

○山中政務委員 お答えいたします。
この法案によりますところの補償対象
となりましますものは、ただいまお話の
ように、いろ／＼ございしますが、先般
来も申し上げておりますように、現在
各関係省と折衝し、研究中でございま
す。先般も概括的に申し上げましたよ
うに、漁業関係については大体七、八
箇所のうちに記憶いたしております。

○小高委員 そうしますと、この漁業
関係の七、八箇所に対して七、八億全
部来るものであるか、またこのうち他
へ幾分か割られるものであるか、この
点をお尋ねいたします。

○山中政務委員 お答えいたします。
七、八億というのはこの前にも申し上
げましたように、この法律施行のあか
つきにはどれくらいのもので一応予定
しておるかと言われたことに對する答
弁だと私は覚えております。従いま
してその中には防風施設とか砂防施設の
問題とかその他多々あると思ひます。

○小高委員 ただいま農業関係はいろ
いろな問題が統々出て来ておりまし
て、この七億とか八億とかいうような
天井を一応きめるといふことになりま
すと、新事実がどん／＼出て来て、そ
れをあとまわしにして来年度というこ
ととならともかく、本年度の予算中にお
いて適当に勘案しなくてはならないと
いうことになりまして、水産関係が勢
い押され押されて来るような懸念を生
ずるのであります。この漁民の持つ不
安は、どのように解決するお考えであ
るか、承りたいのであります。

○山中政務委員 お答えいたします。
この前に金額を聞かれましたときに
も、あるいは先ほど申し上げましたと
きにも申し上げて、まだ十分意を尽さ
ないのかもしれないが、この補償金

額というものは、実損の補償であり、
過去の実績に応じてやらなければなら
ぬ。しかも相手の行為というものが、法
律で最初予定した行為ではなくて、政
令あたりで逐次追加されるかも知れ
ない。あるいはまた減少するかもしれ
ない。従いましてこの七億ないし八億
というのも、われ／＼の一応の目安で
あるという考え方で進んでおります
と、こういうことは申し上げたつもり
でおるのであります。従いまして、こ
れだけでもつてあらゆるものを完全に
やれと財政当局が言われても、私が絶
えず関係財政当局にも申し上げてお
りますように、これはやれるかどうか
からない。あるいはこれで余るかもし
れない。あるいは足らないかもしれない。
そういう点につきましては、全体
の防衛支出金の弾力性があるわくの中
で、適当に所管省である大蔵省と相談
してやつて参らなければならぬ、こ
ういうことは申し上げております。従
いまして、そういう意味で、ただいま
小高委員の御質問にございしましたよ
うに、七億あるいは八億で、農林ある
いは漁業あるいはその他交通業—交通
業が入るかどうかわかりませんが、一
応政令で定めたものと取合ひになつて
どうこうということ、私は万々ない
と思つております。

○小高委員 この問題は、いくら押問
答しておつてもはてしがないようであ
ります、調達庁の不動産部長の意思
は、あくまでも実損を補償する、その
ためには七億あるいは八億という言葉
が出たが、それ以上になるかもしれない
というふうなお考えがはつきりいた
しましたので、それがはつきりしさえ
すれば問題はないのでありますから、

これ以上押しての質問はいたしま
せん、但しこの際委員長に要求してお
きますのは、本問題は九十九里その他の
損失補償にもやはり関連があるのであ
りまして、これらの九十九里等の補償
金を出す場合に——ただいま決定直前
にあるやに見受けておるのであります
が、事務が政治を指導するか、ある
いは政治が事務を指導するか、この微妙
な事柄に至りますと、内閣問題等との
にらみ合せもありまして、事務官のみ
では解決できない面があると思ひま
すので、次の委員会には大蔵大臣を必ず
出席させるように、ひとつ委員長にお
たりはからいを願ひまして、その席に
おいて事務担当官の言にくい面を解
決したいと思ひますので、次会に大蔵
大臣の出席を求めまして、質問を打切
つておきます。

○田中委員長 本日はこの程度にとど
め、次会は公報をもつて、御通知いた
します。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時二十四分散会